

## 宇都宮街なか元気プロジェクト事業助成要綱

### (趣旨)

第1条 宇都宮市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)が助成する宇都宮街なか元気プロジェクト支援事業における支援金(以下「支援金」という。)の助成については、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、協議会が宇都宮市の中心市街地活性化のために必要な研究・社会実験・検証等を行う団体に対し、研究と、それを基に行う社会実験・検証等に要する費用の一部を助成することにより、宇都宮市が策定する第3期宇都宮市中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)が目指す街なかの実現のために必要な取組の活発化及び取組団体等の育成を促進し、もって中心市街地の活性化の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「中心市街地活性化のために必要な研究・社会実験・検証等」とは、宇都宮市の中心市街地の活性化のために実施する取組の実現に向けて必要と想定される、他事例調査やフィールドワークなどを含む研究と、それを基に行う社会実験及びその検証等の活動をいう。

### (対象団体)

第4条 支援金助成の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 宇都宮市内の大学に在籍する学生により構成する団体
- (2) 中心市街地の商店街等、協議会構成員が推薦する、まちづくりに積極的に取り組む市民団体

### (対象事業)

第5条 助成の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、対象団体が行う中心市街地活性化のために必要な研究と、それを基に行う社会実験・検証等であって、かつ、協議会が当該研究と、それに基に行う社会実験・検証等の内容、時期、経費等が、宇都宮市が策定する基本計画が目指す街なかの実現に寄与すると認めた事業とする。

- 2 対象事業のうち、国または地方公共団体から他の制度による補助等を受ける事業は、前項の規定にかかわらず支援対象としない。

### (支援金の額等)

第6条 助成の対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、対象団体の運営にかかる経費等を除く。

- 2 支援金の額は、対象事業に要する経費のうち、単年度において10万円を限度額とする。

### (支援金の助成期間)

第7条 当該支援金の助成期間は、基本計画の計画期間である令和2年度から令和7年度までの5年間を限度とする。

(支援金の申請)

第8条 支援金の助成を受けようとするものは、応募申請書に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の概要
- (4) 構成員名簿
- (5) その他協議会が必要と認める書類

2 助成の期間が複数年にわたる場合は、その年度の開始毎に、事業計画や収支予算等を、協議会に申請しなければならない。また、年度の途中においても、申請内容に大きな変更があった場合は、変更内容を届け出るものとする。

(助成の決定)

第9条 協議会は、前条の応募申請があったときは、支援金の助成を決定するにあたり、協議会の構成員及び協議会が指定する者による審査会を開催し、支援金の助成の額と期間等を審査するものとする。

2 前項の規定により、支援金の助成を決定したときは、支援決定通知書により、その旨を当該申請人に通知するものとする。

(支援金の概算払)

第10条 審査会の審査により、支援金の助成が決定したときは、協議会は、対象団体から提出された収支予算に基づき支援対象の概算額を決定し、支援金を支出する。

(実績報告)

第11条 支援金の助成を受けたものは、支援を受けた初年度より、年度末の都度に、当該年度の調査・研究内容について、次に掲げる書類を添えて、実績報告書を協議会に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 研究、社会実験・検証等の実施状況がわかる写真、冊子、書類等

(助成の確定)

第12条 協議会は、前条の報告書を受理したときは、支援金の助成決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、支援金の額を確定するものとする。

2 前項の規定により支援金の額を確定したときは、概算額との差額の精算を行うため、その旨を対象団体等に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

支援対象経費（実費に限る）

区 分	経費の種類
報償費関係	講師，専門家の派遣等謝礼
旅費関係	社会実験・検証等の実施に伴い必要となる交通費，宿泊費等
需用費関係	図書費，文具類，雑品類，社会実験・検証等の実施に係る食材，石油等燃料費，ポスター，チラシ，パンフレット等印刷製本費，コピー代等
役務費関係	郵便料，通信料，クリーニング代，宅配料，保険料，損害賠償保険料等
委託料関係	警備委託料，催し物等会場設営委託料等
使用料及び賃借料関係	施設使用料，レンタル物品，レンタカーの使用料等
原材料費関係	材木，土砂等
その他の経費	その他協議会事務局が認める経費

なお、上記の経費のうち、社会一般の常識からして助成することが適切と認められないものは、助成対象額に含めない。